

令和2年度一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

国の第2次補正予算で予算措置された、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯を支援するための「ひとり親世帯臨時特別給付金」のほか、保育園等における感染拡大防止対策にかかる経費について、補正予算を編成する必要が生じましたが、市議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により7月10日付けにて専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては直近の議会に報告し、承認を求めるものとします。

☆歳出予算

405,056 千円

【歳出予算の内訳】

1. 低所得のひとり親世帯への支援 <補助率10/10>

250,056 千円

(1) ひとり親世帯臨時特別給付金

250,056 千円

【内訳】 給付金：244,350千円、事務費：5,706千円

【給付金額】

① 児童扶養手当受給世帯等への給付 <支給予定日：令和2年8月下旬>

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

② 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付 <支給予定日：令和2年9月下旬>

1世帯5万円

2. 児童福祉施設等における感染拡大防止対策 <補助率10/10>

155,000 千円

(2) 保育園等における感染拡大防止対策事業 <1施設50万円>

89,500 千円

(消毒液、空気清浄機等の感染拡大防止用品の購入)

(3) 放課後保育クラブにおける感染拡大防止対策事業 <1施設50万円>

65,500 千円

(消毒液等感染拡大防止用品の購入及び施設内の消毒委託)

☆歳入予算

405,056 千円

【歳入予算の内訳】

○ 国庫支出金

250,556 千円

○ 県支出金

154,500 千円